

IMO 第 50 回海洋環境保護委員会(MEPC50)の結果について

12月1日(月)及び4日(木)の両日ロンドンのIMOで開催された第50回海洋環境保護委員会(Marine Environment Protection Committee: MEPC)において、4日、シングルハルタンカー(SHT)規制を強化する海洋汚染防止条約(MARPOL 条約)附属書 の改正が採択された。本改正は、一定の反対がない限り、2005年4月5日に発効する。

改正内容

5,000 載貨重量トン以上の SHT は、〔現行 2015 年までのところ〕2010 年までに段階的に廃船。ただし、主管庁が CAS(Condition Assessment Scheme)検査の結果、延命できると判断すれば、2015 年又は船齢 25 歳のいずれか早い時まで航行を認めることができる。(入港国は、当該船舶の入港を拒否する権利あり)。

5,000 載貨重量トン以上の SHT は、2005 年 4 月から重質油*を運べない(600 ~ 5,000 載貨重量トンのタンカーは 2008 年から)。ただし、主管庁の判断により、船齢 25 年まで航行を認めることができる(5,000 載貨重量トン以上のタンカーは原油についてのみ)(入港国は、当該船舶の入港を拒否する権利あり)。また、内航船を免除できる。

〔現行は延命の時のみ適用していた CAS 検査について〕15 歳を超える 5,000 載貨重量トン以上の SHT は、条約発効日以後の最初の定期検査又は中間検査の時に、CAS 検査を受けなければならないこととした。

(参考)

採択された改正及び新規条約・規則(コード)等

条約・規則等	改正項目	内容等	発効日
MARPOL73/78	附属書 第 13G 規則	シングルハルトンカーの規制強化の改正 ・フェーズアウト時期を 5 年前倒し ・シングルハルトンカーでの重質油の輸送の原則即時禁止	2005.4.5
	IOPP 証書	第 13G 規則改正及び第 13H 規則新設に伴う改正	2005.4.5
	CAS	シングルハルトンカーの規制強化の改正に関連した CAS の改正	2005.4.5